

毎年4月1日～
6月30日に
提出すること
なっています

**「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付等の
状況を都道府県知事等へ報告することが
義務付けられています。**

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等 状況報告書の提出はされましたか？

<対象者>

千葉県内に産業廃棄物を排出する事業場がある事業者(中間処理業者を含む。)

※電子マニフェスト利用分は報告の必要がありません。

※千葉市、船橋市又は柏市の区域内に事業場がある場合は、それぞれの市が提出先です。

それ以外の千葉県下においては千葉県が提出先となります。

<報告対象>

令和6年4月1日～令和7年3月31日に交付したマニフェストの交付等の状況

<報告期限>

令和7年6月30日(月)

<提出方法>

○ちば電子申請サービス

次のページから入力手続きを行ってください。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(マニフェスト報告書)

URL: https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=41282



○郵送又は持参(紙提出)

様式第三号(法定様式)を提出してください。

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県環境生活部 廃棄物指導課 指導企画班

封筒に「マニフェスト報告書在中」とご記入ください。

様式は次のページからダウンロードできます。

URL: <http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/haisouhou/manifest101.html>



※機械の読み取りに支障の無いよう、他の自治体の様式や提出したものの流用をせず、
ホームページから様式をダウンロードしてください。